提案書等評価基準

本プロポーザルの提案書等についての評価基準は次のとおりです。

１ 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準について

（１）評価の着眼点

ア 管理技術者に十分な実績があり、その実績が優秀な者であること。

イ 提案を求める課題をよく理解し、優秀な提案内容であること。

ウ 当法人の施設整備に当たっての基本的な考え方をよく理解し、意欲を持って業務に当たること。

（２）評価項目、評価基準

ア 「課題に対する提案」について：設計主旨説明書及び別添資料

　課題：「地域で安心して生活し、地域住民等が利用したくなる複合型福祉施設」

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価のポイント | | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ |
| **課題全般の理解度** | | 的確に理解している | やや理解している | 普通 | やや理解が不十分 | 理解が不十分 |
| 提案の独創性、的確性 | **課題の柱１** | 優れている | やや優れている | 普通 | やや劣る | 劣る |
| **課題の柱２** | 優れている | やや優れている | 普通 | やや劣る | 劣る |
| **課題の柱３** | 優れている | やや優れている | 普通 | やや劣る | 劣る |
| **課題の柱４** | 優れている | やや優れている | 普通 | やや劣る | 劣る |

※課題に対する提案は、次の項目を柱立てとする。

**柱１ 地域で安心して生活し在宅生活を続けること（法人理念）について理解しているか？**

**柱２ 設計要素として、通所介護+居宅介護+多目的交流スペースが含まれており+αがあるか？**

**柱３ 地域住民等が利用したくなる施設についての提案が社福として相応しい内容のものか？**

**柱４ 従来の福祉施設と違った、利用したくなる魅力ある施設設計であるか？**

イ 「実施体制、業務実績、経験等」について：業務実施体制表、業務実施体制・設計チーム特色

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価のポイント | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ |
| **実施体制** | 技術者の配置計画が十分 | やや十分 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| **業務実績** | 実績が十分 | やや十分 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| **経験等** | 経験等が十分 | やや十分 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| **所属事務所の体制** | 体制が十分 | やや十分 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |

ウ ヒアリングの内容について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価のポイント | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ |
| **取組姿勢、意欲** | 優れている | やや優れている | 普通 | やや劣る | 劣る |
| **課題への提案の説得力** | 優れている | やや優れている | 普通 | やや劣る | 劣る |
| **課題への提案の現実性** | 優れている | やや優れている | 普通 | やや劣る | 劣る |
| **当法人の設計の意図の理解** | 的確に理解している | やや理解している | 普通 | やや理解が不十分 | 理解が不十分 |
| **業務の進め方、取組体制** | 優れている | やや優れている | 普通 | やや劣る | 劣る |

（３）評価のウエイト

ア ５段階評価とする。Ａ＝５点、Ｂ＝４点、Ｃ＝３点、Ｄ＝２点、Ｅ＝１点

イ １項目でもＥ評価を取った参加者は原則として受託候補者として特定しない。

ウ 配点

（ア）「課題に対する提案」：２５点×６人＝１５０点満点

（イ）「実施体制、業務実績、経験等」：２０点×６人＝１２０点満点

（ウ）「ヒアリング内容」：２５点×２倍×６人＝３００点

（エ）総合得点 ５７０点満点

２ 採点、集計

（１）採点、集計の方法

ア 第一次評価

評価委員が各自で「課題に対する提案」及び「実施体制、業務実績、経験等」について採点を行い、その集計結果により、上位の者を第二次評価の対象とする。

イ 第二次評価

ヒアリングを行い、「ヒアリング内容」について採点を行い、第一次評価の点数と合算した集計結果により、第二次評価対象者の順位付けを行う。

※応募者数が少ない場合は、第二次評価を行わず、第一次評価により受託候補者を決定する。

（２）評価に当たって、提案者は匿名とする。

提案書の提出者は、Ａ社、Ｂ社、Ｃ社・・・・と表記し、書類に会社名が特定できる表記は黒塗りとするなどの処理を行う。

（３）第二次評価の集計で一位が同点となった場合には、評価委員の協議による多数決で決定する。